



公益社団法人

日本水産資源保護協会

季報

2026年 **夏** 通巻587

第19巻 第2号

C O N T E N T S

燈火

水産加工業者等の ALPS損害賠償請求の動向と課題

つかさ綜合法律事務所パートナー 弁護士 加藤 聡一郎 氏 3

◆事業報告 8

令和7年度水産資源保護啓発研究事業(ブロック研修会)
宮崎県農政水産部水産局漁業管理課:
全国湖沼河川養殖研究会第97回大会

◆理事会及び総会の概要 11

◆事業の紹介 12

「さかなの日」公式LINE開始のお知らせ・「さかなの日」賛同メンバー募集
令和8年度連携事業・連携アドバイザー派遣募集案内

◆保護協会イニシャルトーク 13

◆MEL、AEL認証審査の 案内・魚病受託検査案内・編集後記 14

東北復興水産加工品展示商談会2026 2

令和8年度みんなでやるぞ内水面漁業活性化事業 15

2026年日本さかな検定“ととけんオンライン”開催 16



令和8年6月16日、東京都中央区の八重洲通ハタビルのアットビジネスセンター東京駅八重洲通りにて、公益社団法人日本水産資源保護協会の第14回定時総会を開催しました。高橋正征会長(写真左)が開会の挨拶を行い、来賓として水産庁増殖推進部栽培養殖課長の藤田晋吾様(写真右)よりご祝辞を賜りました。

東北復興水産加工品展示商談会2026



東北復興水産加工品 展示商談会 **2026** ～繋がる・繋げる展示商談会～

三陸・常磐 うみのうまいもの



2026年

9.15 TUE.
10:00-16:00

9.16 WED.
9:00-14:00

仙台国際センター展示棟

仙台市営地下鉄東西線
国際センター駅より徒歩1分

仙台国際センター展示棟 案内図





水産加工業者等の ALPS損害賠償請求の動向と課題



つかさ綜合法律事務所パートナー 弁護士 加藤 聡一郎 氏

季報 No.587 号では、昨年 11 月 25 日（火）に、一般財団法人 東京水産振興会主催、公益財団法人 水産物安定供給推進機構、全国水産加工業協同組合連合会、公益社団法人 日本水産資源保護協会共催にて開催された、「シンポジウム ALPS 処理水の海洋放出と水産物輸出を巡る現状と課題」におけるご講演から、加藤聡一郎弁護士のご講演について、（一財）東京水産振興会様のご承諾を得て、ご紹介させていただきます。

1. はじめに

加藤弁護士は、一橋大学法学部卒業、立教大学大学院を修了、2015 年に弁護士登録をされ、現在はつかさ綜合法律事務所パートナーとして務められている。

弁護士として漁協・漁連関係の業務から水産業に関わり始めたという経歴があり、本業の傍ら、全国漁業協同組合学校の講師を務められている。2023 年に ALPS 処理水の海洋放出が行われ、同年 10 月頃からはほぼ毎月 1～2 回程度、北海道や青森など ALPS 処理水の影響が出ている地域を訪問し、ALPS 処理水の海洋放出に伴う禁輸措置の被害を受けた水産加工業者等から相談を受け、代理人として東京電力に対して直接損害賠償請求を行ったり、原子力損害賠償紛争解決センター（以下 ADR センターと記載）という機関に損害賠償請求の仲介申し立てをしたり、という活動を続けられている。本稿では、特に加藤弁護士が携わられている ADR センターの活動が、全国の漁業者、水産加工業者の方々に非常に有益な情報としてご紹介するものである。

2. ALPS処理水の海洋放出による影響や被害について

ALPS 処理水海洋放出による水産加工業者等が受けた影響や被害には下記 4 つのパターンがある。

①輸出被害

輸出被害とは、両貝冷凍ホタテなど、中国に輸出していた水産物が禁輸措置により全て輸出できなくなり、輸出業者あるいは輸出業者と取引していた水産加工業者の利益が大幅に下落した等の損害である。これはホタテだけではなく、ナマコ、サケ、ブリ、タラなどの輸出も影響を受けている。

②風評被害

風評被害とは、放射能というイメージから、水産物は避けたい、買わないという心情が働き、結果として買い控え等で水産物の価格や売上高が下がるといった状況が発生するものである。問題の無いレベルまで希釈してから放出するとはいえ、ALPS 処理水には放射性物質のトリチウムが含まれていることから生じてしまう。しかし、海洋放出後は少なくとも国内ではそうした風評被害のような動きはほとんど見られなかったが、中国をはじめとした中華圏などでは過剰な反応があり、日本産水産物は危険だとの意見が強く表れ、結果として禁輸措置という行動に至らした。

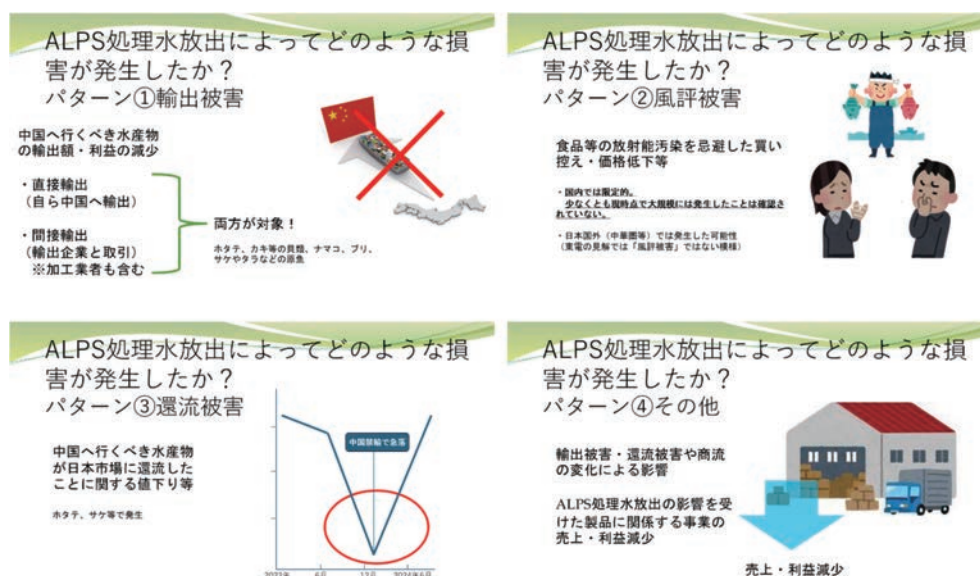
③還流被害

海洋放出後、国内では風評被害はほとんど無く、一見すると禁輸措置で損害があったのは輸出や加工の事業

者だけと思われがちである。しかし、中国などの禁輸措置により本来海外に輸出されるはずであった大量の水産物の行き先が無くなり、それらが国内のマーケットに向けられた結果、供給過剰となり、産地価格などが暴落する事態となった。これを還流被害と呼び、さまざまな水産関係者に損害を与えた。実際に、特にホタテでは還流被害が顕著に発生し、大量に在庫を抱えた業者が安値で投げ売りせざるを得ない状況になったりするなど、さまざまな事業者に大きな被害があった。

④その他

ほか、禁輸措置により輸出や加工、物流などの経済活動が停滞すると、それに関連したさまざまな業種、例えば加工機械のレンタル業者や、冷蔵倉庫業者などにも売上減などの損害が生じるケースがあった。被害の立証はなかなか難しいが、一部にはそうした被害もみられた。

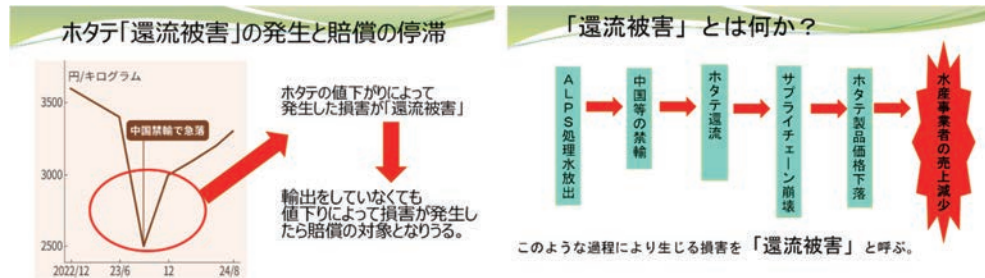


3. ALPS処理水の海洋放出による損害賠償の状況

ALPS 処理水の放出により、上記 4 つのパターンでさまざまな被害が生じているが、それらに対する東京電力側の損害賠償の状況は、2025 年 10 月 29 日時点で支払済が約 920 件、支払総額が約 830 億円である。支払総額は相当な規模で賠償が行われてきたように見えるが、これは漁業関係者と水産加工業者等の合算であり、その内訳について東京電力は公表していない。漁業関係者については漁連が窓口になり団体としてしっかり東電と交渉を行ったので、この損害賠償の大半は漁業関係者が対象のものだと推察される。一方、水産加工業者の方は個別対応せざるを得ず、大変な状況となっている。

北海道での賠償事例では、漁業は北海道漁連による集団賠償により 2024 年 6 月頃から賠償金の支払いが始まった。また、輸出関連の事業者については、一部賠償が拒否された事例もあるが、噴火湾のホタテ関係を中心にある程度は進捗している。

一方、深刻なのは輸出ではなく、国内の商社や卸向けにホタテ製品などを販売していた業者への賠償である。地域的には、やはり北海道での損害が大きく、オホーツクや噴火湾等ホタテ産地の「玉冷」の加工業者や、札幌や旭川など都市圏の卸業者等ホタテの在庫を抱えていた業者が還流被害による売り上げ減などの損害を受けた。北海道以外でも、ホタテ産地である青森県や宮城県の「玉冷」などの加工業者なども同様の被害があった。輸出関係以外は損害賠償の対象とならないという誤解が業者の間で生じていたが、還流被害により損害が生じている以上は損害賠償の対象となり得るわけである。



多くの加工業者にとっては賠償を受けるための交渉に際して、さまざまなハードルがあった。

1つ目は情報不足である。これは損害賠償などに関する正確な情報発信が少なく、多くの業者にはなかなか情報が行き渡っていないのが現状である。

2つ目は相談窓口の少なさが挙げられる。東京電力の相談窓口は北海道内ではオホーツク海側の紋別と噴火湾側の長万部の2か所のみであり、他県には臨時の開設時以外基本的に相談窓口が開設されていない。

3つ目は、営業損害に関する賠償請求はとても専門的で難易度が高いという理由があり、損害が生じても賠償請求をあきらめて本業に専念するという業者が出てくる。

ALPS処理水に関する東京電力の賠償基準は基本的に厳密というか硬直的で、その基準に合わないとは賠償が拒否されたり、全額補償されなかったりするケースがある。還流被害については処理水放出時の在庫分に限りて補償に応じるというスタンスをとっているため、たまたま処理水放出時のタイミングで在庫がほとんど無かった業者への補償額はとても減ってしまうという実態が生じている。

直接的な損害賠償請求を東京電力が拒否する理由については、下記の通りである。

1つ目は会社全体では前年度からの利益減少が認められないという点、2つ目は風評被害が認められないという点である。3つ目は輸出に関する証憑、すなわち輸出を証明する書類が確認できないという点であるが、加工業者の多くは自ら輸出していないことからそうした書類を揃えて証明するのが難しいという実態がある。4つ目は、輸出に関する損害と国内向け販売に関する損害の両方がある場合は切り分けが求められるが、対応が難しい場合は賠償が拒否される場合がある。やはり損害を立証するようなさまざまな証憑が求められるが、その対応が困難な場面が多くある。

東京電力の対応については、さらに表面化しない問題として、電話相談窓口や対面の相談窓口における門前払い的なパターンも見受けられる。そのため、統計上や記録上では表に出てこない、隠れた賠償拒否のケースも実態としてある。

以上のとおり直接的な損害賠償請求にはさまざまなハードルがあり、賠償が得られないケースも多くあるが、東京電力に対して訴訟を起こすとなるとさらに困難となる。

4. ADRセンターについて

原子力に関する損害を受けた人に対してはしっかりと救済しなければいけないというのが東日本大震災の教訓である。

そこで救済の手だてとしてご紹介するのが、原子力損害賠償紛争解決センター（ADRセンター）である。ADRセンターは文部科学省所管の国の機関で、東京電力との和解仲介案を出して解決を促すという、素晴らしい仕組みである。これまで福島原発事故関連の賠償問題で膨大な件数の仲介に当たってきた実績があり、もちろん ALPS 関係でも利用することができる。

文部科学省
原子力損害賠償紛争解決センター
(ADRセンター)を利用しませんか

原発事故による損害賠償について
「東京電力に請求してダメだったら、諦めるしかないのかな…」
と思いませんか？

**中立・公正な国の機関が
無料で賠償額を算定し
話し合いによる解決の仲介をします**

事故直後からの賠償も
第5次追補の追加賠償も
申立てができます

申立てを受けて
法律の専門家が
電話などで詳しい事情を
お伺いします

個別の事情に応じて
賠償の和解案を
提示します

約8割の事案が
和解に至っています

もうひとつの選択肢 “ADR”
詳しくは、次のページをご覧ください

ADR センター利用のメリットとは、

- ①中立・公正な国の機関が和解仲裁してくれる。仲介は弁護士の仲介委員、調査官・当事者双方の言い分を確認した上で「和解仲介案」を提示する。
- ②申立て自体についての費用がかからない。
- ③直接請求より不利にならない。裁判ではない、「話し合い」による解決。

ADR センターによる仲裁の仕組みは、弁護士などから選任される仲裁委員などの立ち合いのもと双方の主張を確認した上で、裁判での判決の代わりに、和解仲介案を提示するものである。その仲介案を双方が了承することにより、問題の解決に至るということになる。また、申し立て自体には費用はかからない。さらに、直接請求によりすでに賠償金をもらっていたとしても、新しい基準でセンターに申し立てをして損害が認められれば別途賠償を得ることができるので、直接請求よりも不利にならない仕組みとなっている。

ADR 事例は、主に弁護士等から選任される、仲介委員1名、調査委員2名による強力な体制により進行管理される。和解仲介にかかる期間は概ね10か月が目標とされ、通常の裁判より短い期間で済む。その期間中で、3人の

委員が申立人の個別的事情をしっかりと確認し、個別対応が実現されている。東京電力の直接請求基準に拘束されない。委員が各案件について協議を取り持つなかで東京電力側にも弁護士が付いて、お互い、ほとんど裁判のような形で書類のやりとりをし、最後にセンターのほうで和解仲介案が提示される。なお、東京電力はこの和解仲介案を尊重することをHPで表明している。

ADR センターの特徴として「割合的賠償」という仕組みを採用する場合がある。一般的な裁判では、ほぼ100%賠償に値すると判断され得る完璧に近い証拠が無いと賠償は認められない。しかし、原子力損害というのは一方的に起こるものであり、予防や備えなどではできないので、それで裁判と同じ基準を求めるのは良くないだろうということで「割合的賠償」という仕組みがある。それは、100%の証拠が無くても一応確からしいと判断される場合は、損害発生の心証度に応じて、賠償金額の割合を調整することで和解を促すというものである。そのため、決算書などが残っていない場合であっても、こうした方法により賠償が認定されることがあり、裁判とは異なる形での救済の仕組みが担保されている。

実際に、ALPS 処理水関係の事案についても ADR センターへの申し立てが進んでいて、解決に至ったケースも複数出てきている。

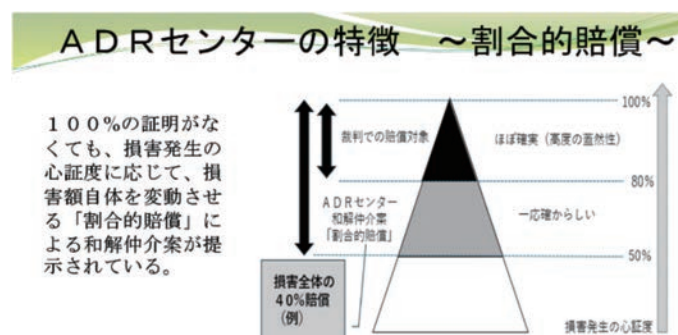
2025年7月末ごろに公表された事例では、「玉冷」を作っている北海道のホタテ加工業者が、ホタテの国内滞留による価格の値下がりによって生じた損害について賠償を申し立て、それが認められたケースとなった。これは還流被害による損害への賠償事例であるが、ALPS 処理水放出後の還流被害についても損害賠償を認めるという、今後への展開に大きな影響を与え得る事案となった。

この他にも ADR センターの仲介により賠償が認められた事例が増え、ウェブサイトでも公表されているので、業者の皆さんの認知度も上がってきており、ご相談件数も増えている。

ADR センターへの申し立て手続きに際しては、下記の書類が必要となる。

- ①決算書（過去約5年分）
- ②月次試算表（前年度から約3年分）
- ③対象製品の元帳（仕入、売上の元帳 約3年分）
- ④輸出賠償の場合には「輸出許可証」や「衛生証明書」が必要

請求後に追加資料が指示されるが、決算書や月次試算表、元帳の用意があれば、手続きの立ち上げが可能であるので、困っている業者の方はぜひ検討していただきたい。既に、一度直接請求で賠償をうけていたとし



でも、適正な賠償をうけるために既に賠償を受けた部分について再度ADRセンターでの審理を求めることができる。東京電力の直接請求の基準で十分な賠償をうけることは難しい部分があることから、適正な賠償をうけるためにもADRセンターの活用を薦めたい。

5. 今後の課題

今後の課題として、下記が挙げられる。

①水産加工事業者への個別賠償が滞ってしまった点では東日本大震災からの経験値や知見がうまく活かできなかった。福島原発事故による損害賠償問題について、東京電力側は賠償知見を多く蓄積したが、原発事故の影響で損害を被ることを想定していなかった北海道の業者との間でうまく知見の共有化ができなかったのではないかと考える。

②東京電力は解決方法としてADRセンターの仕組みを積極的に発信すべきだったのではないかと考える。東京電力にADRセンターについて発信する法的義務は無いが、知見のギャップが明確なら、道義的にきちんと発信すべきであったと考える。

③現在発生している損害に対し、賠償未請求の業者を対象に、本業に負担がかからない形で、賠償を実現していく。本来地域に入るはずの資金が抜けることになれば、設備資金や運転資金が不足して、地域経済、産業を疲弊させることになる。

④東京電力による誠実な情報開示。情報がきちんと開示されないと正確な現状把握を行うことができない。

本件で私は幸運にもいろいろな業者の方のご相談に乗るなかで、間をつないでくださる地域の機関や団体の方々のご支援に恵まれてきた。例えば、水産加工業組合の方々や地域の金融機関の方々などである。特に金融機関の方々は業者さんの経営状況をよく把握され、また非常に心配されて、多くのアドバイスをいただいている。今後もこうした情報共有に関する地域のインフラを活用することは非常に重要である。もちろん、全国的なレベルでは水産物安定供給推進機構や全水加工連の補助金や情報を活用できるが、やはり各地域レベルの隅々まで情報などを行き渡らせるためには、地域の情報共有のインフラの維持や活用が重要な課題となると考える。

ALPS処理水放出による禁輸影響を受けた地域を回っても、そもそも賠償請求がされていなかったり、直接請求で一部賠償があっても十分ではない事案が多く、まだまだ被害が回復されずに残っている。今後は、還流被害が賠償の対象となることや、ADRセンターを通すことで、東電と直接交渉しても賠償に至らない事案も十分な賠償に至る可能性があることの周知を進めていきたい。

水産業を守る 弁護士による ALPS 処理水法律相談

法律相談 お問い合わせ先

つかさ綜合法律事務所 パートナー

弁護士 加藤 総一郎先生

<https://suisanbengo.com/>



つかさ綜合法律事務所 HP

文部科学省原子力損害賠償紛争解決 (ADR) センター

https://www.mext.go.jp/a_menu/genshi_baisho/jiko_baisho/detail/adr-center.htm



ADR センター HP

令和7年度 水産資源保護啓発研究事業(ブロック研修会)

全国湖沼河川養殖研究会 第97回大会

令和7年度 全国湖沼河川養殖研究会 第97回大会は、宮崎県主催で宮崎県宮崎市 ニューウェルシティ宮崎にて開催されました。大会の中心課題は「『これからの内水面養殖業について考える』～環境変動への対応とSDGsの取組～」と設定され、2日間にわたり研究報告・発表等行われました。弊会の水産資源保護啓発研究事業 ブロック研修会として、宮崎大学農学部 内田勝久先生、株式会社フジキン 平岡潔様に講師をご委嘱し、基調講演及び話題提供をいただきました。

開催概要

日 時 2025年10月1日(水) 13:00～17:40
10月2日(木) 9:00～12:00
会 場 ニューウェルシティ宮崎 高千穂(宮崎県宮崎市宮崎駅東)

基調講演

「山と海をつなぐ循環型サクラマス養殖 宮崎大学ならびに大学発ベンチャーの挑戦」
宮崎大学農学部 農学科 海洋生命科学領域 教授 内田 勝久先生

【はじめに】

近年、私たちは、宮崎県五ヶ瀬町産の養殖ヤマメのうち、秋に体色が僅かに銀白色化する個体（銀化ヤマメ）を、水温の低下する冬季に限定的に海で養殖（＝サクラマス化）する体制を整え、宮崎県産サクラマスの生産を可能としてきた。また、海面養殖個体を、海水温が上昇する春以降は内水面（淡水）で育成し、秋に成熟個体から黄金色を呈するイクラや次世代の種苗を生産している。このサクラマス種苗の生産を起点とした、“山と海をつなぐ循環型サクラマス養殖”体制を基盤に、2019年には、サクラマス魚肉や魚卵の生産・販売ならびに種苗開発を見据えた、宮崎大学発のベンチャー(株)Smolt を設立している。本稿では、基礎研究からベンチャー化までの概略、現在、研究ベースで取り組んでいる種苗開発の現状について概説する。

【循環型サクラマス養殖の成果とベンチャー化】

九州産の銀化ヤマメを冬期(12～4月)に海面養殖すると、体重が6～10倍に成長し、巨大化する。海面養殖サクラマスの魚肉は生食ができ、不飽和脂肪酸やアンセリン、アスタキサンチン等の機能性成分の筋肉含有量も高まる。また、内水面で継続養殖した成熟ヤマメに比べ、海面養殖した成熟サクラマスからは、卵径が大きく、約6倍もの魚卵が生産できる。この様に、温暖な宮崎県沿岸において、冬期に海面養殖期間を設けることで、サクラマスの魚肉ならびに魚卵の生産性は飛躍的に増大する。

研究ベースにより構築した宮崎方式のサクラマス養殖体制を社会実装化するため、大学発の学生ベンチャー(株)Smolt を設立し、現在、産学官と地域との連携により、循環型サクラマス養殖体

制の地元宮崎での定着化、魚肉や魚卵商品の開発と流通拡大、生産の効率化に繋がる種苗開発を推進している。冬期の海面養殖については、ブリやカンパチの海面養殖事業者やトラフグ陸上養殖事業者をパートナーとし、それらの事業体において、養殖生け簀が空くオフシーズンを活用した漁業版二毛作を実現し、九州の基幹養殖事業における持続的な生産と収入確保に貢献している。生産されたサクラマス魚肉については、Smolt ブランドの“本桜鱈”として宮崎県内や関東や福岡に鮮魚として出荷されるほか、(株)Smolt の加工商品として、EC サイトを中心に販売されている。また、黄金色の魚卵についても、(株)Smolt の看板商品である“つきみいくら”としてネット販売を主として販売されている（詳しくは、<https://www.smolt.co.jp/> をご覧下さい）。

【温暖海域に特化したサクラマス種苗の開発】

サクラマス（ヤマメ）は冷水性のサケ科魚類であることは言うまでもない。それ故、温暖な宮崎県沿岸域での循環型サクラマス養殖を効率化するためには、海水適応度に優れ、高成長特性や高温耐性特性を兼ね備えた種苗の開発が必須である。秋に銀化する九州産ヤマメの海水適応能は、これまで冬期の海面養殖を10年近く継続し、それらを親魚として種苗生産することにより高まってきた。また、海面養殖時に高成長化した個体を親魚とすることで、高い成長性を示すサクラマス種苗の生産にも繋がっている。さらに、それらの種苗のなかには、高水温に強い個体も見出され、選抜育種により高温耐性種苗の作出にも着手している。また、魚肉や魚卵の生産性を上げるには、全雌種苗や全雌3倍体種苗（不妊化魚）の作出も近道であり、それらの種苗の生理学的特性を解析している。この様な古典的な遺伝育種による種苗開発には時間を要するが、今後、地道な努力を積み重ね、宮崎ならではの温暖な気候に最適化された種苗が開発できれば、将来的には、西日本エリアでのサケマスの内水面ならびに海面養殖における生産力の強化や、地球温暖化にも対応可能な国産サケマス養殖の持続的生産、地域の内水面・海面養殖事業の活性化に寄与できると確信している。



図 宮崎大学発の循環型サクラマス養殖の概略

話題提供

「内水面養殖を利用したSDGs・まちおこし戦略」

株式会社フジキン LS 事業部 技術士（水産部門） チョウザメチーム主査 平岡 潔氏

「陸上養殖」をキーワードとして閉鎖循環システムを用いた養殖事業参入の情報がメディアでも紹介されるようになった。大手企業が大規模にシステムを導入し、サーモン養殖を手掛ける事例が

あり、水産業全体としての経済効果は期待できるものの、「地方創生」につながる事例は少ない。株式会社フジキンでは、チョウザメを用いて各地で養殖を始めていただくことを目的とした事業提案を行い、種苗の提供ならびに養殖技術指導を行っている。これまでの経験から、魚種特性、地域特性に応じて養殖設備や成魚の販売戦略を提案していくことが重要になると考えている。

1) チョウザメという魚の特性を知る

チョウザメは飼育可能水温範囲が0℃～32℃（ベステル種、フジキン調べ）と広く、水質耐性にも強く（平成10年度新魚種導入検討部会発表）、塩分においては1.5%濃度まで飼育実績があることから、飼育地域は選ばない。一方、飼育水温によって成長速度に差が出るため、その土地にある熱源を利用して高水温飼育できないか検討するなどして、低コスト飼育の立案を行う。

チョウザメ肉は臭みがなく淡白な白身なので地域の名水とともに美味しさをアピールすることができ、さらに高い栄養価を宣伝に使って、地元食材と組み合わせたメニュー提案をすることができる。

2) SDGs に絡めた内水面養殖を軸とする地域創生の課題

キャビア収穫までの長いリードタイムによるキャッシュフローの無い時期を、アクアポニックスシステムの採用によって克服する動きが増えてきている。今回は廃校や稼働していない水産施設の利用事例をいくつか紹介する。アクアポニックスを未利用地で地域創生事業として進めることで、多くのSDGs 目標を達成することが可能となる。

しかしながら、未利用の地域資源を利活用するにあたり、課題も顕在化している。農地の利用において、耕作放棄農地であっても農地の種類によっては水産用としての農地転用が困難であるなど、新しい一次産業のシステムに対応した規制緩和が求められる。



図 アクアポニックス



図 チョウザメ（写真提供：(株)フジキン）

理事会及び総会の概要

令和8年度第1回理事会

日時：令和8年5月19日（火） 14時00分～15時00分
場所：東京都中央区入船3丁目10番9号 新富町ビル5階会議室
議案：第1号議案 第14回定時総会に付議すべき事項について
報告：令和8年度事業計画及び収支予算の件

第14回定時総会

日時：令和8年6月16日（火） 15時00分～15時50分
場所：東京都中央区八丁堀1丁目9番8号 八重洲通ハタビル5階
アットビジネスセンター東京駅八重洲通り
議案：第1号議案 令和7年度事業報告及び決算報告の件
第2号議案 役員補欠選任の件
第3号議案 令和8年度会費賦課額及び徴収方法決定の件
第4号議案 令和8年度役員報酬決定の件
報告：令和8年度事業計画及び収支予算の件

2026年6月16日
公益社団法人 日本水産資源保護協会 役員名簿

役 職 名	氏名
会 長	高 橋 正 征
副 会 長	遠 藤 久
専 務 理 事	遠 藤 進
理 事	三 浦 秀 樹
理 事	松 本 冬 樹
理 事	坂 本 一 男
理 事	太 田 聡
理 事	原 知 比 古
監 事	渥 美 雅 也
監 事	高 梨 義 宏

新 任

※任期 2027年6月定時総会の終結まで

事業の紹介

(公社)日本水産資源保護協会は「さかなの日」賛同メンバーです！



「さかなの日」は、水産物の消費拡大に向けた官民の取組を推進するため、毎月3～7日を「さかなの日」とし、11月3～7日は「いいさかなの日」として、水産物の魅力や持続可能な利用の重要性を発信する活動を展開するものです。

(公社)日本水産資源保護協会は「さかなの日」賛同メンバーに参加しています。

「さかなの日」公式 LINE はじめます！

水産庁より、「さかなの日」公式 LINE をはじめます！

公式 LINE では、①今月のおすすめの魚、②旬の魚が食べられるお店・イベント、③「さかなの日」賛同メンバーの活動・取組、④今日からつかえるお魚情報、⑤取組に活用できる補助事業等の情報・活動をお届けします。

お友だち登録をよろしくお願いします！



お友だち登録はこちらから！
(水産庁発信専用です)

「さかなの日」賛同メンバーになりませんか？

水産庁では「さかなの日」の制定の趣旨に賛同し、ともに持続可能な水産物の消費拡大の活動を実施してくださる賛同メンバーを募集しています。

詳しくは、「さかなの日」ホームページをご覧ください。



「さかなの日」
水産庁 HP



「さかなの日」
消費者向け HP

水産加工連携プラン支援事業 アドバイザー派遣について

水産加工・水産流通業を営む事業者・組合の皆様へ

水産加工流通分野のアドバイザーに相談してみませんか？

**相談内容に応じた専門アドバイザーに
無料相談できます！**

派遣
無料

水産加工・流通分野の原材料・人手不足・経営体力の不足等の課題の解決に向けて、専門アドバイザーが相談に応じて、水産加工連携プラン支援事業の活用等を助言致します。

主なアドバイザー

大学教授等経験者、専門コンサルタント、県庁等行政経験者、
水産機器メーカー、水産会社、水産団体、MEL審査員、量販店水産バイヤー等

申込の流れ

運営事務局にアドバイザー派遣を申請

相談内容に応じたアドバイザーとの派遣調整

アドバイザー派遣の実施

相談内容
イメージ

加工技術、機器導入、商品開発、生産性向上・省人化、衛生管理、水産流通、原料調達、
販路開拓、六次産業化、魚食普及、漁業経営、輸出、企業間マッチング等

詳細は日水資ホームページをご覧ください。

イニシャルトーク

私にとっての水産

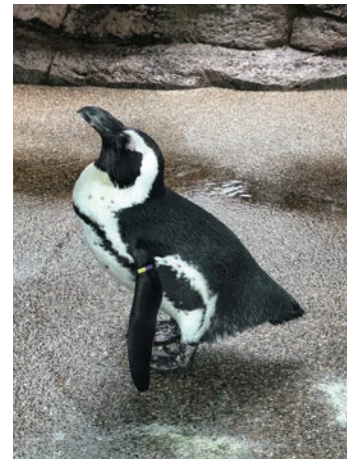
【NI】遠征と水族館

先日、とある舞台を観劇するため、地方へ遠征してきました。地方まで行くことの醍醐味として、その土地ならではの美味しいものを食べることにしていますが、もう一つ楽しみがあります。それは、遠征先にある水族館へ立ち寄ることです。

もともと地元や近場の水族館にはちょくちょく足を運んでいたのですが、「どうせ地方まで行くなら、少し足を伸ばしてご当地の水族館にも行ってみるか〜」と思ったのが始まりでした。旅程の都合上、遠征の際は必ず…とはいきませんが、とりえず会場や宿泊施設から周辺の水族館までの道のりを調べるのが遠征時のルーティンになっています。

皆さんもご存知のとおり、水族館には「レクリエーション」だけでなく、「種の保存」、「環境教育」、「調査・研究」といった役割があります。これまで訪れた水族館にも、ダイナミックなショーや壮観な大型水槽といった、見て楽しめるレクリエーションの部分のほかに、その土地特有の生物展示やパネル紹介により、生態系や繁殖、海洋環境などを楽しみながら学べる側面など、様々な水族館ごとの工夫がありました。特にその土地にしかない生物やその生態系を実際に見ることができるのが、私が地方の水族館に行く醍醐味になっています。

実は近々、北海道への遠征を予定しています。以前そこに遠征した際、「言うことを聞かないペンギンショー」が有名な水族館に行こうと思っていたのですが、完全なるリサーチ不足でまさかの休館期間であったという苦い思い出があります。今度はちゃんと営業している時期に行けそうなので、最大限楽しみつつ学びを得るため、今から計画を立てようかな、と思っています。



【SE】水産に足を突っ込んだ経緯

海が好き、生き物が好きないたずら小僧でした。

親から常日頃、「学校は公立で自宅通学できるところしかやれん」と言われていました。自宅通学圏内で2次試験科目数が少ない公立大学ということで、その後、母校となった東京水産大学をターゲットの一つとしました。

別候補の大学も含めて志望動機は、一次生産の学問の道に進めば、将来、食いつぶれが無いであろう、ということでした。秋葉原少年でもあったので、友人からは、なんで電子工学や情報工学に行かないのと問われました。「トランジスタの小型化やスイッチングスピードが上がるんだろうけど、それでできることは現状のスケールアップで、自分には未来が描けないなあ」位のことを失礼にも偉そうに語っていました。

東京水産大学に入学し、オリエンテーションでのこと、当時学生部長(?)だった故長谷川彰先生が冒頭発せられた言葉に、いきなりショックを受けました。「君たちは、海が好き、生き物が好きで本学に入学されたことと思う。その考えは、今、捨て去っていただく。以降、諸君の双肩に我が国の漁業者の未来がかかっている、ということを考えて勉強に励むように。以上だ」。先生は、それだけおっしゃると、啞然然とする新1年生を残して、スタスタと階段教室から消えたのでした。卒業後、長谷川先生とは一緒に仕事させていただくこともあり、アルコールの入った席でその話をしたところ、「わしは、そんなこと言ったかね。や〜愉快」と真っ赤なお顔で、上機嫌で爆笑されていたことを思い出します。

かくして、私は水産の道を歩むこととなりました。そういえば、長谷川先生が別の酒席でこんなことも言っておられました。「〇〇さんみたいな若者と話するのは実に楽しいね。でもさ、緊張もするんだよ。うっかりしゃべったことがその若者の人生を左右することになっちゃうからね。」

先生には、しっかり私の人生を左右していただきましたが、常に漁業者の顔を思い浮かべながら仕事をするので、スムーズに事が運んだことは事実です。そして、これからも水産業の未来に微力を尽くしたいと思う次第です。

昭和初期の水産缶詰（江戸東京たてもの園）



認証審査のご案内

(公社) 日本水産資源保護協会は以下の規格の認証機関として認められています。



MELJapan:『マリン・エコラベル・ジャパン』(Marine Eco-Label Japan)

FAO (国際連合食糧農業機関: Food and Agriculture Organization of the United Nations) の持続可能な漁業の認証のガイドラインに基づき、ISO 認証の仕組みに沿った認証制度です。

*スキームオーナー「一般社団法人 MEL 協議会」

*規格とその認証の仕組みを所有し、運営・維持する主体



AEL:『養殖エコラベル』(Aquaculture Eco-Label)

持続可能な養殖業の発展に資するため、FAO の養殖認証に関する技術的ガイドラインに基づき、ISO 認証の仕組みに沿った認証制度です。

スキームオーナー「一般社団法人 日本食育者協会」

受託検査のご案内

公益社団法人日本水産資源保護協会では、水産分野のさまざまな検査を行っています。

当協会では、以下の検査を受託しています。検査の申し込み・詳細は下記までお問い合わせ下さい。

● 錦鯉関連検査

1. コイヘルペスウイルス (KHV) PCR 検査
2. コイ科魚類特定疾病検査
3. 中華人民共和国向け輸出錦鯉検査

● 種苗検査

1. ヒラメのクドア (*Kudoa septempunctata*) 検査

● 輸出前検査

1. 中華人民共和国向け輸出活水産物の目視検査
2. 台湾向け輸出水産動物の魚病検査
3. 大韓民国向け輸出水産動物等の魚病検査
4. カナダ向け輸出餌料用天然マサバ (内臓付き) の目視検査
5. ロシア向け輸出水産食品魚病検査 (活魚介類検査)
6. ベトナム向け輸出活水産動物の検査

● 上記以外の臨時検査

魚類: カンパチ、チョウザメ類、ニジマス、ナマズ、フナ、キンギョなど
貝類: アワビ類など

● 検査方法

農林水産省「特定疾病等対策ガイドライン」、国際獣疫事務局 (WOAH) 監修の疾病診断マニュアルなどに準拠した方法を用います。検査結果は日本語表記あるいは日英文併記の結果報告書を発行します。

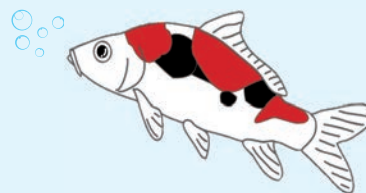
● 受託検査に関するお問い合わせ・資料請求

公益社団法人 日本水産資源保護協会 受託検査担当

TEL: 03-6280-5033 FAX: 03-6280-5034

E-mail: kensa@fish-jfrca.jp

ホームページ: <http://www.fish-jfrca.jp/>



<編集後記>

今号から、季報の編集を担当させていただくことになりました。何分不慣れなことも多いと思いますが、どうぞよろしくお願い致します。季報では、水産資源の保護、漁業生産や養殖衛生、魚食普及、水産水域環境の保全など、皆様へよりよい情報をわかりやすくお伝えするよう努めてまいります。

令和8年度 みんなでやるぞ内水面漁業活性化事業

「みんなでやるぞ内水面漁業活性化事業」は、実施3年目を迎えました。今年度は過去最大の応募団体数となり、全国各地で地域に密着した取組を展開致します。

今年度の採択団体および活動内容は、以下のとおりです。(ICT 遊漁券の導入のみの団体を除く)

令和8年度みんなでやるぞ内水面漁業活性化事業交付決定一覧表

団体名	活動計画内容
青森県内水面漁業協同組合連合会	・前年度に開設した、県内初のC&R区間である岩木川「特設釣り場」について、運営体制を確立し、観光資源として周知
米代川水系サクラマス協議会	・ドローンを用いた監視業務効率化、クマ・河川危険箇所の安全対策 ・米代川を核とした体験型観光（ツーリズム）構築を目指し、「釣り×観光」プロモーションを推進 ・米代川ファンコミュニティの形成
山形県内水面漁業協同組合連合会	・負担の少ない賦課金・行使料の徴収システムの運用拡大 ・内水面漁業や川釣りを地域観光コンテンツの一つとした情報発信 ・県の魚「サクラマス」の漁場管理と遊漁振興（サクラマス遊漁人口増大と資源解析）他
栃木県漁業協同組合連合会	・釣り具レンタル・フィッシングガイド事業の体制整備 ・アユースプロジェクト（アユと若者を結びつけるプロジェクト：はじめてのアユ釣りプロジェクト、やったらいいのに協議会開催）他
新潟県内水面漁業協同組合連合会	・持続的な資源管理の検討 ・ICTデータ活用による施策高度化（リピーター対策） ・にいがた釣り未来会議の設立、釣り人との連携 ・情報発信・誘客施策の強化
山梨県漁業協同組合連合会	・無券者を減少させるための現場加算額及び監視業務についての検討 ・漁協運営改善に関する検討（マニュアル化、ICT活用等） ・若手主体による「やまなし漁場管理勉強会」を通じた現場改善の推進
長野県漁業協同組合連合会	・独自システム開発：漁場管理データや運営シミュレーション等の資産化 ・「漁協の未来・長野バージョン」の策定 ・Web会議・自由参加型の知見蓄積：デジタルライブラリの構築
岐阜県漁業協同組合連合会	・アユの種苗確保、漁協経営改善等の知見収集・分析による先進事例の整理 ・キープキャスト出展、アユルアー漁場の情報発信と誘客促進
やるぞ！おくみかわ協議会 （振草川漁業協同組合・寒狭川中部漁業協同組合）	・友釣り客・鮎ルアー客の共存に向けた実証事業 ・アユルアー体験会、初心者に参加しやすい釣り体験プログラムを実施 ・未来検討会：漁協組合員、観光協会、商工会、地域住民等によるワークショップ開催
三重県内水面漁業協同組合連合会	・小委員会の強化による事業推進の効率化・強化、釣り対象人口・年齢層の拡大 ・「みえ鮎ルアー塾」等鮎ルアー体験事業の強化、それらと連携したSNSによる情報発信、フィッシングショー出展、他県における広報の強化 ・県内漁協個別のゾーニング等漁場管理の推進
京都府内水面漁業協同組合連合会	・アユルアーのPR・普及に向けたヒアリング、体験会の実施、カワムツ釣り場情報の発信 ・デザイン遊漁券の横展開、イベントでの情報発信 ・大学と連携した検討会の開催
兵庫県内水面漁業協同組合連合会	・県内の有名釣り具メーカーや遊漁団体との連携協議 ・里川漁場を有効に活用する「チャビング」の普及
奈良県漁業協同組合連合会	・河川環境の特性と釣り人のニーズを踏まえた釣り場のゾーニング管理の導入 ・観光連携による誘客導線の構築 ・釣り人コミュニティとの連携を強化し、利用者とともに漁場を守る仕組みの構築
和歌山県内水面漁業協同組合連合会	・「わかやま友釣り塾」と「友釣り体験教室」の実施 ・企業連携による研修プログラムの試行「みんなでやるぞ座談会」 ・クルマ移動タッチポイントを活用した新規遊漁者創出事業

2026年日本さかな検定 “ととけんオンライン”開催!

弊会が協力しております、日本さかな検定が今年度も実施されます!

魚介の知識を問う検定として2010年に誕生した日本さかな検定(愛称:ととけん)は、全国各地の豊かな魚食文化や旬の味わいなど、日本人の心と体を育んできた魚食の魅力を、検定を通じて再発見していただき、魚との“うまい”出会いを応援する取り組みです。



【2026年日本さかな検定】

検 定 日: 令和8年11月3日(火祝)～11月9日(月)

試験時間: 全級 70分

開催方式: 在宅オンライン受検

申込締切: 10月20日(火)

実 施 級: 3級: 初級 初めて出会う発見や感動を通して魚にもっと親しみたい方を対象。

2級: 中級 魚好きにして通を自認する一般の方や漁業・流通・調理に携わる方で、さらに魚食文化の奥深さを身につけたい方を対象。

1級: 上級 魚と日本の魚食文化に関する広範囲の知識の頂点を目指す方を対象。



ととけんHP



去年は、夏休みに子供たちに各府省庁を公開し、社会を広く知ってもらうイベント「こども霞ヶ関見学デー」の水産庁ブースにて、ととけんとコラボした展示が行われました。2日間で親子連れをはじめとする約1,500名のブース来訪者があり、ととけんから出題された魚の知識を問うクイズに、壁のポスター展示をみながらチャレンジしました。ととけんクイズには762名の方が参加されました。

ととけんを受検される方向けに作成されたガイドブックでは、ご当地魚料理など美味しい情報もご紹介しています。皆さんも今年度、ぜひととけんにチャレンジしてみてください!



毎月3日から7日はさかなを食べよう「さかなの日」

(一社)日本さかな検定協会と(公社)日本水産資源保護協会は、水産庁「さかなの日」賛同メンバーです!



「さかなの日」
水産庁 HP



「さかなの日」
消費者向け HP



※令和6年9月17日(火)より、新事務所に移転いたしました。

令和8年8月10日発行

発行 — 公益社団法人 日本水産資源保護協会

●連絡先

〒104-0042

東京都中央区入船3-10-9

新富町ビル5階

TEL 03(6280)5033

FAX 03(6280)5034

【振替口座】00120-8-57297

企画・編集 — 公益社団法人 日本水産資源保護協会
制作・印刷 — 株式会社 生物研究社